

茂福障第 132 号  
令和4年6月24日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様  
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和3年12月23日 付け茂監第142号)

福祉部	障害福祉課
監 査 結 果	
<p>・ 障害者（児）施設等については、適正な事業運営が図られているか注視するとともに、状況に応じて関係機関と連携し、適切な対応を図られたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>・ 障害者福祉施設等の事業運営については、主に指定の権限を持つ県により指導監査が行われているほか、市では、自立支援給付に係る費用の請求について、毎月、不正・不適正な請求がないかの確認を行い、疑わしい場合は事業所へ状況を聞き取る等して対応している。</p> <p>また、障害者虐待について市は、障害者虐待防止センターとして相談や通報を受け付けており、障害者福祉施設従事者等による虐待が疑われる場合には、速やかな訪問調査等による事実確認の上、千葉県障害者権利擁護センター等との関係機関と連携し、施設への立入調査や指導等を行い適切に対応している。</p> <p>さらに、行政と相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等との協議の場として設置している長生郡市総合支援協議会においては、圏域事業所が質の向上を目指し、状況把握、意見交換等を行うなど、関係機関との連携体制が構築されている。</p>	